

上口 裕教授 中谷 実教授の ご退職に寄せて

南山大学大学院法務研究科（南山法科大学院）の専任教員として、法科大学院生の教育にご尽力いただきました上口裕先生および中谷実先生は、満 68 歳の定年により、2015 年 3 月末日をもって南山大学を退職されることになりました。法学会として退職記念号を発行するに当たり、両先生に対して、心よりお礼の言葉を述べさせていただきます。

上口先生は、南山大学が法学部を設置する際の刑事訴訟法担当専任教員の予定者として、1975 年 4 月に経済学部専任講師として先行的に本学に赴任されました。一橋大学大学院法学研究科における 1 年間の内地留学を経た後、文部省（当時）による設置認可が 1 年遅れたため、1977 年 4 月、当初の予定通りに専任講師として法学部に所属が変更されました。その後、2004 年の法科大学院設置に伴って、刑事訴訟法担当の専任教員として法務研究科に移籍し、現在に至っております。実に 40 年間の長きにわたって、南山大学法学部・法科大学院の設置とその後の発展にご尽力をいただいた次第です。上口先生のご退職によって、法学部設置の当初から関わっていた教員がいなくなってしまうことになり、大きな時の流れを感じざるを得ません。

先生は、当初は刑法解釈論から研究活動に入られましたが、南山大学法学部設置を契機に、刑事訴訟法の研究者・教育者としての道を歩むことになりました。その徹底した転身ぶりは見事であり、その後の一貫した研究により、刑事訴訟法研究者としての今日の高い評価を確立しております。先生と私は、同じ学会に所属しながら、長いこと互いに面識はありませんでした。しかし、たまたま、1986 年の日本刑法学会第 64 回大会（学習院大学）におい

て、私が個別報告（結果的加重犯の構造的検討）をし、先生が共同研究（報道と刑事法）の報告者であったことを機に、先生を知るようになりました。当時の私は、駆け出しの研究者として、大きな研究テーマの全体がようやく見え始めた時期でした。他方、先生の報告は、その後に『刑事司法における取材・報道の自由』（1989年、成文堂）として公刊された著書の内容に裏打ちされたものであり、研究者としての風格を感じさせるものでした。1990年に私が南山大学法学部に赴任するに当たって、学部長の立場で声をかけていただいたのも、そうした縁につながっているのかもしれない。

先生の業績については、いまさら私が改めて申し上げるまでもなく、巻末の業績一覧から明らかなように、証拠法を中心とする刑事訴訟法解釈論の多岐にわたっております。また、最近では、ヨハネ・ブルマンの著書（1648年）の翻訳である『近世ドイツの刑事訴訟』（2012年、成文堂）や『南山法学』に連載の「カール5世刑事裁判令（1532年）試訳」に見られるように、従来からの歴史的関心を纏める作業にも入っておられます。おそらくは、退職後のライフワークの一環として完成させることを企図されているように思います。また、先生には、教育の面におきましても、法学部と法科大学院において多くの学生を育成していただきました。特に法科大学院においては、刑事訴訟法の唯一の専任教員として、講義やゼミをはじめ、多くの有意な人材の育成にご尽力いただいたところです。従来からお身体があまり頑健でなく、特に法科大学院に移籍された後のご体調が思わしくないなか、研究面だけでなく、教育面でも精神的に奮闘していただいたことは感謝の念に堪えません。そうした状況のもとで上梓された単著の教科書『刑事訴訟法』（成文堂）は、2009年5月の公刊以来、2015年2月に第4版と順調に版を重ねており、司法試験のスタンダードな教科書として高い評価を得ております。残念ながら、退職後に非常勤講師として引き続き教育に当たっていただきたいとの我々の願いは、先生の体調の関係もあって叶いませんでした。退職後は、これまでのような制約（カリキュラムや原稿の締切等）に縛られることなく、自由な時間と環境のもとで、研究生活を続けていただくよう、切に祈念いたし

ております。

中谷先生には、2000年4月に、法学部の憲法担当の教授として赴任していただきました。先生は、大学院博士後期課程を満期退学されて滋賀大学教育学部に就職され、1986年からは教授として勤務されておりました。本学への赴任を打診した時期には、すでに研究・教育に大きな実績をお持ちで、50歳代半ばの働き盛りでもあり、滋賀大学教育学部のいわゆる看板教授といっても過言ではないお立場でした。業績審査の際に履歴書を拝見して、業績だけでなく、審議会委員等の肩書の多さに驚いた記憶があります。おそらくは、当時の滋賀大学において、近い将来に重要な役職を担うべき人物と見られていたのではないかと推測されます。そうした事情もあって、本学への赴任は困難であることも予想されましたが、関係者の強い働きかけの結果、快く本学への赴任を承諾していただきました。当時の葛藤(?)や思いについては、先生は一切語られませんが、同じ経験(国立大学からの移籍)をした身としては、いろいろと推測をしてしまいます(もし間違っていたのなら申し訳ありません)。

先生とはじめてお会いしたのは、赴任が決まって、南山大学を下見に来られた時でした。学科長として、当時の学部長とコモンルームでお会いした際、ヘビースモーカーであることに驚くとともに、飄々とした人物であるとの印象を持ったことです。しかし、数年前、周囲に特段の宣言をすることもなくキッパリと喫煙を止められた時には、先生の意志の強さを感じたものです。そうした意志の強さは、先生の研究態度にも見ることができます。先生は、判例の分析と検討を中心として、司法積極主義と消極主義について、一貫した研究を継続されておられます。1987年に公刊された『アメリカにおける司法積極主義と消極主義——司法審査制と民主主義の相克』(法律文化社)以降も、『南山法学』を中心として研究成果を公表し続け、退職と時期を同じくして『日本における司法消極主義と積極主義I——憲法訴訟の軌跡と展望』(2015年、勁草書房)を公刊されておられます。また、同書のタイトルにI

を付しているところから明らかなように、先生としては、少なくともIIの
公刊を当然に視野に入れていると思われます。ライフワークとしての完結に
向けた今後の研究活動に期待しているところです。

本学法学部に赴任後、先生には憲法の講義・ゼミをはじめ、学生の指導と
育成にご尽力いただきましたが、間もなく、法科大学院設置の構想が全国的
なものとなりました。南山大学もその例外ではなく、法科大学院設置に向け
た準備が進められました。設置に当たっては、年齢的にも業績的にも申し分
のない中谷先生の協力をお願いするしかなく、設置と同時に(2004年4月)
法科大学院に移籍していただき、今日に至っている次第です。また、その際
に先生に初代の研究科長をお願いすることとなり、3年間を無事に務めてい
ただきました。先生が研究科長であった時期は、法科大学院に対する否定的
な風潮もなく、教員も学生も大きな期待に胸を膨らませていた時期ではあり
ました。しかし、はじめての法曹養成制度の導入ということで、関係者に不
安があったことも否定できません。それにもかかわらず、南山法科大学院が
現在も高い社会的評価を得ているのは、中谷先生の飄々としたお人柄に負う
ところが大きいと言わなければなりません。退職後は、教育の現場からは遠
ざかられるようですが、趣味の写真を楽しみながら、ライフワークを完結さ
れるよう祈念いたしております。

上口先生と中谷先生は、南山大学を退職されますが、それによって南山大
学との縁がなくなってしまうわけではありません。法科大学院を取り巻く昨
今の厳しい状況のなか、今後は良きサポーターとして、南山大学法学部・法
科大学院のためにご支援いただければ幸いに存じます。

2015年3月31日

南山大学法務研究科長 丸山 雅夫